

令和7年度 さいたま市立大宮北中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題であり、人として決して許されない行為である。また、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも、起こり得る」という基本認識の下、学校は、家庭・地域と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときには、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法 第13条」および国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、また、学校教育目標に掲げる「人間性豊かな実践力のある生徒」を受けて、「いじめをしない、許さない生徒」の育成のため、ここに「さいたま市立大宮北中学校いじめ防止基本方針」を定める。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという危機感を常に持つ。
- 2 いじめは絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 3 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係をはぐくむ教育の推進を図る。
- 4 清掃が行き届かない状態、施設・設備が破損した状況を放置せず教育環境の整備を心がける。
- 5 いじめの早期発見に向け、実効的な取組を継続して行う。
- 6 いじめを発見したら、まず、いじめられている生徒を最後まで守りぬく姿勢を貫く。
- 7 いじめを発見、または相談を受けた教職員は情報を抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめの加害生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの加害生徒が抱える問題を解決するため、専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 いじめの早期解決に向けて、家庭、関係機関と連携・協力して指導にあたる。
- 10 学校の教育活動全体を通して特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り生徒への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「喧嘩やふざけ合い」であっても見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害

生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（法的根拠：「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため。
- (2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、PTA会長、学校運営協議会
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。（心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）
- (3) 役割：学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- ・いじめの情報があつた時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施
- ・学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCAサイクル）

(4) 開催

- ア 定例会（学校運営協議会時に開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて、水曜3校時に開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、学校長が必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 生徒会いじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長以下生徒会本部役員、各委員会委員長
- (3) 開催：5月、11月
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 伝統の継承・充実

あらゆる機会を通して、大宮北中憲章の啓蒙と北中祭への取組の充実を図ることにより、仲間意識を高めいじめの予防に努める。

2 道德教育の充実

- (1) 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努められるよう、道德教育主任を中心に協力体制を整備する。
- (2) 道德教育の全体計画及び年間指導計画策定にあたり、6月と11月に重点化を図れるよう、内容項目と関連付けて計画策定にあたる。特に「いじめ撲滅月間」(6月)には、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、以下の内容について取り組む。

- ・啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・生徒会によるいじめ撲滅キャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導（「いじめ防止指導事例集」の活用）
- ・学校だよりによる家庭や地域への広報活動
- ・アンケートの実施

4 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 各学期の初めに「人間関係プログラム」の授業を実施することにより、あたたかな人間関係を醸成するとともに、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。また、学期末に振り返りをおこない、人間関係を形成する力が身に付いているか、生徒自身で把握できるようにする。
- (2) 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気 of 学級づくりに活かし、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を、生徒の発達段階に応じて、2学期末までに全校で実施する。
- (2) 生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを年度当初より継続して指導する。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多いことを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

6 メディアリテラシー教育を通して

年度当初に「スマホ・タブレット安全教室」を実施し、生徒が安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である」ことを、生徒に理解させる。

7 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

10～11月に「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を3年生で実施し、自他の生命を大切にできる

生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。

8 「さいたま市子ども会議」等への参加を通して

生徒会活動を中心に 生徒に自己決定の場を与えることで、いじめの未然防止に向けて、生徒自らが自主的に取り組む力・態度の育成に努める。

9 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規則正しい食事や睡眠をとらせるなど、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- (1) 朝の健康観察：呼名しながら、一人ひとりの表情を確認する健康観察の徹底
 - (2) 授業中：姿勢・表情・視線の観察、故意に隣と机が離れてないかの注視
忘れ物の増加、教科書・ノート等への落書きのチェック
 - (3) 休み時間：独りぼっちな生徒の存在、「遊び」と称したからかいの有無の観察
 - (4) 給食：班から机を離して食べている、食欲がないかどうかの観察
極端な盛り付けや当番の押し付け等されていないかの注視
 - (5) 同好会活動：無断欠席の有無の確認
ペアにならない、チームに入れない、パスを故意に回さない等はないか確認
準備、後片付け、雑用等の押し付けがないかの確認
 - (6) 登下校：独りぼっち、荷物を持たされる、挨拶を返さない、下を向いている等ないか観察
 - (7) 危険箇所の早期発見・早期改善：月例安全点検による、死角の共通理解と除去を行う。
- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、9月、1月
- (2) アンケート結果：学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用：結果に対して必要に応じて面談を行う。面談結果の情報を学校全体で共有する。その際、さいたま市教育委員会から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（生徒の様子も含む）」を記録し、保存する。

3 「いじめに係る状況調査」

- (1) 簡易アンケートを定期的の実施し（4，9，1月は心と生活のアンケートに代えて実施。）、いじめの早期発見に努めるとともに、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときには、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。（詳細は、「Ⅶ いじめの対応」の項を参照）

4 教育相談日の実施

- (1) 教育相談日を設定する。
- (2) 全校生徒を対象に、「心と生活のアンケート」や簡易アンケートをもとに面談を行う。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。（通年）
 - ①さわやか相談便りの発行
 - ②さわやか相談室業務の充実、周知
 - ③専門機関・相談機関等の紹介

5 保護者アンケートの実施

2 学期末の学校評価の際、保護者・生徒アンケートを行う。

6 地域からの情報収集

学校運営協議会、民生委員との連絡協議会において、生徒の地域での生活の様子、家庭の状況等について情報収集を行う。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」(別紙)に基づき、対応する。

1 校長

- (1) いじめに対し、組織的な対応の全体指揮を行う。
- (2) 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

2 教頭

- (1) 校長の指示を受け、校外関係機関と連絡調整し、いじめ対策委員会の運営を行う。
- (2) 地域からの情報提供の窓口として、情報収集に当たる。
- (3) 校長の指導のもと、教育委員会からの指示徹底のための連絡・調整を行う。

3 教務主任(主幹教諭)

- (1) 当該学年の支援と学年を越えた問題についての情報収集・連絡調整を行う。
- (2) 校務分掌間の連絡調整を行う。

4 担任

- (1) 情報収集と事実確認を行う。
- (2) いじめ被害者と情報提供者の安全を確保する。(複数対応)
- (3) 保護者との連携調整を行う。

5 学年担当

- (1) 担任の支援を行うとともに、事実確認を行う。
- (2) 担当する学年の生徒の情報収集を行う。
- (3) 学年職員が情報共有できるよう、連絡・調整を行う。
- (4) いじめ加害者の指導を行う。

6 学年主任

- (1) 担任の支援を行う。
- (2) 全職員が情報共有できるよう、管理職と連絡・調整を行う。
- (3) いじめ被害者・加害者の保護者との連絡調整を行う。

7 生徒指導主任

- (1) 当該学年職員を支援し、全校組織で生徒の状況を把握できる体制づくりをする。
- (2) 生徒の情報を全教職員が共通理解できるよう、体制を整備する。
- (3) いじめ対策校内委員会、臨時部会開催の実務担当として、校内・校外の関係者間の連絡調整を図る。

8 教育相談主任

- (1) 当該学年職員を支援するとともに、さわやか相談員・スクールカウンセラーとの連携を図り、いじめ被害者の心のケアをできる体制づくりをする。
- (2) 管理職の指示・指導のもと、校外関係機関との連絡調整の実務を担当する。

9 特別支援教育コーディネーター

- (1) 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集、情報提供を行う。
- (2) 必要に応じて当該学年の支援を行う。

10 養護教諭

- (1) 関係生徒の保健室訪問履歴や欠席、遅刻の状況を確認し、情報収集、情報提供を行う。
- (2) 必要に応じて当該学年の支援を行う。

11 同好会の顧問

- (1) 問題の背景に同好会活動が要因として考えられないか、情報収集、情報提供を行う。
- (2) 必要に応じて当該学年の支援を行う。

12 さわやか相談員

生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

13 スクールカウンセラー

専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。

14 スクールソーシャルワーカー

専門的な立場から学校外支援組織へつなげる指導助言や、保護者へのカウンセリング等を行う。

15 保護者

家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。

16 地域

いじめを発見し、又はその疑いを認めた場合、学校等への通報・情報提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

- 2 重大事態について

- (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 3 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

- (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- (3) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。

- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを介したいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議
 - （1）学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - （2）取組評価アンケートの実施、結果の検証
- 2 校内研修
 - （1）「わかる授業の推進」
 - （2）生徒指導・教育相談に係る研修
 - （3）道徳・情報モラルに係る研修
 - （4）特別支援教育・人権、国際教育に係る研修
 - （5）児童生徒の心のサポート「いじめに係る対応」「緊急対応」の手引きを利用した研修

Ⅹ PDCAサイクル

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
いじめ対策委員会は、下記のように年2回の会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - （1）「取組評価アンケート」の実施時期：12月
 - （2）いじめ対策委員会の開催時期：7月、2月
 - （3）校内研修会の開催時期：5、8月
- 3 学校評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）
 - ・学校評価に、いじめ防止等の取組に係る目標を設定し、その達成状況を評価する。
 - ・教職員評価において、いじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。